

秋田県公報

目次

ページ

秋田県公報
副刊の掲載に関するお知らせ(1~11).....1

監査委員会公告

監査結果公告第1号
地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査を執行し、その結果を秋田県知事に報告したところ、次のおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。
平成17年1月21日

秋田県監査委員 安 杖 正 義
秋田県監査委員 秋 菅 龍 典
秋田県監査委員 秋 山 田 昭 郎
秋田県監査委員 秋 小 玉 和 夫
財 564
平成16年12月22日

秋田県代表監査委員 山 田 昭 郎 様

秋田県知事 寺 田 典 城

監査の結果に基づき講じた措置について(通知)
平成16年11月10日付け監委 614で通知のあったこのことについて、別紙のとおり提出します。
(別紙)

監査課所名	人事課	監査年月日	平成16年10月22日
-------	-----	-------	-------------

(指摘事項)
扶助料に係る未収金の回収に一層努めること。
(措置事項)
返還金については、分割により定期的に一部納入されていますが、納入が滞らないように面談、電話及び書面による催促等を引き続き行い、早期回収に努めてまいります。

監査課所名	税務課	監査年月日	平成16年10月22日
-------	-----	-------	-------------

(指摘事項)
県税及び県税に付随する延滞金等の未収金の回収に一層努めること。
(措置事項)

未収金の収納整理につきましては、その縮小に向け努力しているところでありますが、平成16年10月末現在の未収金は全体で16億7,897万円余りで前年同期と比べ、2.8%、4,524万円余りの増となっております。

今後とも適切な滞納者管理を徹底するとともに、これまで以上に整理を強化し、悪質な滞納事案については厳正な処分を躊躇することで未収金の縮小に努めてまいります。

また、未収金の多くを占める個人県民税につきましては、市町村と地域振興局との共同催告等に積極的に取り組むなど連携を密にしてその縮減に努めてまいります。

なお、平成16年度は平日や日中忙しい納税者のため「休日納税相談日」及び「夜間納税相談日」を全県で随時に設置しているほか、勤務時間の割振りの特例制度を活用し効率的な滞納整理を実施しております。

監査課所名	総合防災課	監査年月日	平成16年10月22日
-------	-------	-------	-------------

(指摘事項)
工事発注の遅れから冬期工事となり、経費がかかり増しとなっているので、今後は適切に執行すること。

(措置事項)
今後は、年度の早い時期に発注計画を定めるとともに、工事の進捗管理についても定期的にチェックを行うなど、適切な事務執行に努めてまいります。

監査課所名	鹿角地域振興局(総務企画部)	監査年月日	平成16年7月13日
(指摘事項)	<p>県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金の回収に一層努めること。</p>		
(措置事項)	<p>未収金については、その縮小に向け常に努力しているところであり、平成16年10月末現在の未収金合計額は、3,909万円余り、前年度同期と比べ、6.5%、273万円余りの減となっております。</p> <p>今後とも、適切な滞納者管理を徹底するとともに、これまで以上に滞納整理を強化し、悪質な滞納事案については厳正な処分を臨むことにより未収金の縮減に努めてまいります。</p> <p>また、未収金の75.4%を占める個人県民税については、市町との共同催告等に積極的に取り組むなど連携を密にして、その縮減に努めてまいります。</p>		
監査課所名	鹿角地域振興局(建設部)	監査年月日	平成16年7月14日
(指摘事項)	<p>工事請負契約解除違約金に係る未収金の回収に一層努めること。</p>		
(措置事項)	<p>工事請負契約解除違約金に係る未収金については、債務者である法人の破産に伴う平成15年10月2日の債権者集会において、債権として登録され現在清算手続中であり、収納は極めて困難な状況であるものの、破産管財人と連絡を取りながら引き続き収納に努めてまいります。</p>		
(指摘事項)	<p>県単道路維持補修工事において、別途契約で処理すべき別個所の歩道陥没の修繕工事を、緊急を要する等の理由で変更契約で施工しているため、今後は適切に処理すること。</p>		
(措置事項)	<p>当初契約とは別個所の歩道陥没の修繕を変更契約で処理していることについて、緊急を要すること、距離的にも比較的近かったこと、修復内容も舗装工事が主であること、工費的にも比較的小規模であることなどから、請負契約者に変更内容を通知のうえ変更契約したものでありますが、今後は、適切な対応に努めてまいります。</p>		

監査課所名	北秋田地域振興局(総務企画部)	監査年月日	平成16年9月2日
(指摘事項)	<p>県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金の回収に一層努めること。</p>		
(措置事項)	<p>未収金の収納整理につきましては、常に縮減に努力しているところですが、平成16年10月末現在の未収金合計は1億528万円余りと前年同期と比べ、3.1%、334万円余りの減となっております。</p> <p>今後とも適切な滞納者管理のもと、これまで以上に滞納整理の強化を図り、悪質な滞納事案については厳正な処分を臨むことにより、未収金の縮減に努めてまいります。</p> <p>また、未収金の61.1%を占める個人県民税につきましては、市町村との共同催告等に積極的に取り組むなど連携を密にして、その縮減に努めてまいります。</p>		
監査課所名	北秋田地域振興局(大館福祉環境部)	監査年月日	平成16年7月15日
(指摘事項)	<p>福祉施設入所に伴う保護者負担金等に係る未収金の回収に努めること。</p>		
(措置事項)	<p>15年度から繰越調定した未収金計4,791,230円については、11月25日まで一部納付を含め、84件、407,140円を回収しております。</p> <p>今後とも、未収金残額の早期回収及び未納防止に一層努力いたします。</p>		
監査課所名	北秋田地域振興局(鷹巣阿仁福祉環境部)	監査年月日	平成16年9月2日
(指摘事項)	<p>生活保護費返還金等に係る未収金の回収に一層努めること。</p>		
(措置事項)	<p>15年度から繰越調定した未収金計2,786,765円については、11月25日まで一部納付を含め、11件、268,183円を回収しております。</p> <p>今後とも、未収金残額の早期回収及び未納防止に一層努力いたします。</p>		

監査課所名	山本地域振興局(総務企画部)	監査年月日	平成16年7月22日
(指摘事項)	<p>県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項)</p>		
<p>未収金の収納整理については、その縮小に努力しているところであり、平成16年10月末現在の未収金合計額は、9,516万円余りで前年度同期と比べ、0.25%、23万円余りの減となっております。</p> <p>今後とも、適切な滞納者管理を徹底するとともに、これまで以上に整理を強化し、悪質な滞納事案については厳正な処分を臨むことで未収金の縮小に努めてまいります。</p> <p>また未収金の72.4%を占める個人県民税につきましては、市町村との共同催告等に積極的に取り組むなど連携を密にして、その縮減に努めてまいります。</p>			
監査課所名	山本地域振興局(福祉環境部)	監査年月日	平成16年7月22日
(指摘事項)	<p>福祉施設入所に伴う保護者負担金に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項)</p>		
<p>15年度から繰越調定した未収金12,704,760円については、11月25日まで一部納付を含め、29件、1,367,726円を回収しております。</p> <p>今後とも、未収金残額の早期回収及び未納防止に一層努力します。</p> <p>(指摘事項)</p>			
<p>庁舎の使用を許可した者から庁舎入居団体費用収入を徴収していないので、所要の措置を講じること。</p> <p>(措置事項)</p>			
<p>徴収額を調定後、全額収納済みであります。</p>			
監査課所名	山本地域振興局(建設部)	監査年月日	平成16年7月23日
(指摘事項)	<p>県営住宅使用料等に係る未収金の回収に一層努めること。</p>		

(措置事項)	<p>県営住宅使用料の未収金については、滞納者に対して、電話をはじめ、文書、呼出による督促を行うほか、連帯保証人にも文書により滞納状況を知り、滞納家賃の累積防止及び解消に努めてまいります。</p> <p>また、家賃を滞納したまま死亡した者の滞納家賃で、収納が困難であるものについては、県営住宅家賃不納欠損事務処理要綱に基づき、不納欠損処分を行う予定です。</p> <p>工事請負契約前私金返還利息の未収金については、今後の徴収が不可能であると認められることから、平成12年11月7日付けで、地方自治法施行令第171条の5の規定により徴収停止を行っております。</p>		
監査課所名	秋田地域振興局(県税部)	監査年月日	平成16年9月1日
(指摘事項)	<p>県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項)</p>		
<p>未収金については、その縮小に向け常に努力しているところであり、平成16年10月末現在の未収金合計額は、9億9,876万円余りで前年度同期と比べ、6.5%、6,135万円余りの増となっております。</p> <p>今後とも、適切な滞納者管理を徹底するとともに、これまで以上に滞納整理を強化し、悪質な滞納事案については厳正な処分を臨むことにより未収金の縮減に努めてまいります。</p> <p>また、未収金の36%を占める個人県民税については、市町村との共同催告等に積極的に取り組むなど連携を密にして、その縮減に努めてまいります。</p>			
監査課所名	秋田地域振興局(福祉環境部)	監査年月日	平成16年9月3日
(指摘事項)	<p>生活保護費返還金等に係る未収金が増加しているため、回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項)</p>		
<p>15年度から繰越調定した未収金計18,708,618円については、11月25日まで一部納付を含め、48件、1,302,662円を回収しております。</p> <p>今後とも、未収金残額の早期回収及び未納防止に一層努力いたします。一括納付が困難なものについては、分割納付手続きを勧める等一層努力し、回</p>			

収に努めます。

監査課所名	秋田地域振興局（農林部）	監査年月日	平成16年9月1日
-------	--------------	-------	-----------

（指摘事項）

工事請負契約解除による前払金返還利息に係る未収金の回収に努めること。

（措置事項）

工事請負契約解除による前払金返還利息に係る未収金については、これまでその徴収に努めてきましたが、債権者である法人が既に業務実態がないことが判明したため、地方自治法施行令第171条の5の規定により徴収停止をしております。

（指摘事項）

未登記公共用地の登記の促進を図ること。

（措置事項）

平成15年度末、未登記公共用地18件については、その後登記処理に努めた結果、平成16年10月末現在4件登記済みとなっております。

未登記の主な理由は、相続未済、地積訂正等登記処理に時間を要するものでありますが、今後とも必要な調査等を行い、その解消に努めるとともに、新規未登記の発生防止のための十分な登記処理期間が確保できるよう用地測量調査等の早期発注に努めてまいります。

監査課所名	秋田地域振興局（建設部）	監査年月日	平成16年9月2日
-------	--------------	-------	-----------

（指摘事項）

河川土石採取料に係る未収金について、その回収に一層努めるとともに、道路法に基づき原因者負担金に係る未収金についても、関係課と差し押さえ等の法的措置を含め協議し、回収に努めること。

（措置事項）

河川土石採取料の未収金については、納入義務者の業績不振により未納となっておりませんが、再三にわたり電話督促、面談による督促を行なった結果、一部が納付されており、今後とも、全額を収納すべく一層努力してまいります。

道路法第58条第1項による原因者負担金の未収金については、債務者への督促を継続するとともに、各債務者の資産状況の把握や債務者間の協議を促

すなど、収納整理に努めてまいります。状況に進展が見られない場合は、弁護士とも法的手段を含めた対応について協議してまいります。

監査課所名	由利地域振興局（総務企画部）	監査年月日	平成16年8月24日
-------	----------------	-------	------------

（指摘事項）

県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金の回収に一層努めること。

（措置事項）

未収金の収納整理については、その縮減に努力しているところであり、平成16年10月末現在の未収金合計額は、1億729万円余りで、前年同期の80%となっており、2,598万円余りの減少となっております。

今後とも、適切な滞納者管理を徹底するとともに、これまで以上に滞納整理を強化し、悪質な滞納事案については厳正な処分を臨むことで未収金の縮減に努めてまいります。

特に、未収金の65%を占める個人県民税につきましては、市町との共同催告等に積極的に取り組むなど連携を密にして、その縮減に努めてまいります。

監査課所名	由利地域振興局（福祉環境部）	監査年月日	平成16年8月24日
-------	----------------	-------	------------

（指摘事項）

福祉施設入所に伴う保護者負担金等及び母子寡婦福祉資金貸付金に係る未収金が増加しているため、回収に一層努めること。

（措置事項）

15年度から繰越調定した未収金計82件、9,948,981円については、書面督促・電話による督促・訪問督促などにより、11月19日までに完納分24件と一部納付を含め2,262,504円を回収しております。

今後とも未収金残額の早期回収及び未然防止に一層努力いたします。

監査課所名	仙北地域振興局（総務企画部）	監査年月日	平成16年9月7日
-------	----------------	-------	-----------

（指摘事項）

県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金の回収に一層努めること。

（措置事項）

未収金の収納整理につきましては、常に縮減に努力しているところですが、

平成16年10月末現在の未収金合計は1億8424万円余りと前年同期と比べ、49%、857万円余りの増となっております。

今後とも、適切な滞納者管理を徹底するとともに、これまで以上に滞納整理を強化し、悪質な滞納事案については厳正な処分を臨むことにより未収金の縮減に努めてまいります。

また、未収金の37.5%を占める個人県民税につきましては、市町村との共同催告等に積極的に取り組むなど連携を密にして、その縮減に努めてまいります。

監査課所名	仙北地域振興局(福祉環境部)	監査年月日	平成16年9月7日
-------	----------------	-------	-----------

(指摘事項)
母子寡婦福祉資金貸付金及び福祉施設入所に伴う保護者負担金等に係る未収金が増加しているため、回収に一層努めること。

(措置事項)
15年度から繰越調定した未収金計41,596,103円については11月15日まで一部納付を含め、70件、2,211,496円を回収しております。

今後とも、未収金残額の早期回収及び未納防止に一層努力いたします。

監査課所名	仙北地域振興局(農林部)	監査年月日	平成16年9月7日
-------	--------------	-------	-----------

(指摘事項)
工事請負契約解除に伴う前払金返還金遅延利息に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)
工事請負契約解除に伴う前払金返還利息に係る未収金については、債務者である法人が、現在自己破産申立中であり、収納は極めて困難な状況にありますが、代理人と連絡をとりながら、引き続き収納整理に努めてまいります。

監査課所名	仙北地域振興局(仙北平野土地改良事務所)	監査年月日	平成16年9月7日
-------	----------------------	-------	-----------

(指摘事項)
工事請負契約解除に伴う前払金返還金遅延利息に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)
前払金返還利息に係る未収金2件のうち1件については、債務者である法人に対して、平成16年9月27日付けで秋田地方裁判所大曲支部より破産終結の決定がなされました。それにより、当該未収金129,842円に対し配当額5,840円が確定したため、その差額について財務規則第389条の規定により不納欠損処分の手続きを進めてまいります。

また、他の1件については、債務者である法人が事務所等の資産を競売で失い、休業状態であり、収納は極めて困難な状況にあるものの、今後とも引き続き収納整理に努めてまいります。

監査課所名	仙北地域振興局(建設部)	監査年月日	平成16年9月8日
-------	--------------	-------	-----------

(指摘事項)
工事請負契約解除違約金に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)
工事請負契約解除違約金にかかる未収金については、面接などにより督促した結果、一部納入済であります。今後とも全額収納すべく一層努力してまいります。

監査課所名	平鹿地域振興局(総務企画部)	監査年月日	平成16年8月18日
-------	----------------	-------	------------

(指摘事項)
未登記公共用地の登記の促進を図ること。

(措置事項)
平成15年度に取得した公共用地の未登記6件については、その後登記処理に努め、平成16年8月27日に2件、9月22日に4件登記を完了しました。

また、平成12年度以前の取得土地の未登記については、取得後相当の期間を経過し登記処理が困難なものがありますが、引き続き登記処理に努めてまいります。

監査課所名	仙北地域振興局(仙北平野土地改良事務所)	監査年月日	平成16年9月7日
-------	----------------------	-------	-----------

(指摘事項)
県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)
未収金の収納整理につきましては、常に縮減に努力しているところであり、平成16年10月末現在の未収金合計は9,035万円余りと前年同期に比べ、2.5%、225万円余りの減となっております。

今後とも、適切な滞納者管理のもと、これまで以上に滞納整理の強化を図り、悪質な滞納事案については厳正な処分で臨むことにより、未収金の縮減に努めてまいります。

また、未収金の63.6%を占める個人県民税につきましては、市町村との共同催告等に積極的に取り組むなど連携を密にして、その縮減に努めてまいります。

監査課所名	平鹿地域振興局(福祉環境部)	監査年月日	平成16年8月18日
-------	----------------	-------	------------

(指摘事項)
生活保護費返還金等、福祉施設入所に伴う保護者負担金等の未収金が増加しているため、回収に一層努めること。

(措置事項)
15年度から繰越調定した未収金計10,729,887円については、11月25日までに一部納付を含め、10件、412,798円を回収しております。

今後とも、未収金残額の早期回収及び未納防止に一層努力いたします。

監査課所名	平鹿地域振興局(建設部)	監査年月日	平成16年8月19日
-------	--------------	-------	------------

(指摘事項)
県営住宅使用料に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)
滞納者及び連帯保証人に対して、電話及び文書督促を行うとともに面談を行い、計画的納付を指導しております。

今後とも、引き続き回収に努めてまいります。

監査課所名	平鹿地域振興局(大松川ダム管理事務所)	監査年月日	平成16年8月19日
-------	---------------------	-------	------------

(指摘事項)
地すべり調査業務委託において、地すべり観測結果の整理・評価等と関連のない機器の修繕を、当該委託契約の変更契約で行っているが、別途修繕として発注すべきものであり、今後は適切な事務処理を行うこと。

(措置事項)
業務委託にあたっては、その業務の内容に十分留意のうえ、発注・変更契約を行うよう、適切な事務処理に努めてまいります。

監査課所名	雄勝地域振興局(総務企画部)	監査年月日	平成16年8月3日
-------	----------------	-------	-----------

(指摘事項)
県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)
平成16年10月末現在の未収金合計は、5,860万円で、前年同期に比べ、19.7%の増となっております。

今後とも、適切な滞納者管理のもと、これまで以上に滞納整理の強化を図り、悪質な滞納事案については厳正な処分で臨むことにより、未収金の縮減に努めてまいります。

また、未収金の52.1%を占める個人県民税につきましては、市町村の徴収要請に積極的に取り組むなど連携を密にし、縮小に努めてまいります。

監査課所名	雄勝地域振興局(福祉環境部)	監査年月日	平成16年8月3日
-------	----------------	-------	-----------

(指摘事項)
母子寡婦福祉資金貸付金及び福祉施設入所に伴う保護者負担金等に係る未収金が増加しているため、回収に一層努めること。

(措置事項)
15年度から繰越調定した未収金計6,529,859円については、11月24日までに一部納付を含め、39件、803,547円を回収しております。

今後とも、未収金残額の早期回収及び未納防止に一層努力いたします。

監査課所名	雄勝地域振興局(建設部)	監査年月日	平成16年8月4日
-------	--------------	-------	-----------

(指摘事項)
県単道路維持修繕工事において、別途契約とすべき別個所の舗装打換え工を、変更契約で施工しているため、今後は適切に処理すること。

(措置事項)
別途契約とすべき別箇所の工事を変更契約で施工したことについては、著しい劣化に伴い交通安全上や地域住民からの苦情等により直ちに補修する必要があったことから、緊急やむを得ず行ったものでありますが、今後は、パトロール等による現状把握を更に強化・徹底し、早期の対応に努めるとともに、新たに生ずる修繕の契約手続きにおいても適切な処理をしてまいります。

監査課所名	科学技術課	監査年月日	平成16年10月4日
(指摘事項) 県立大学の授業料に係る未収金の回収に一層努めること。 (措置事項) 分割により定期的に納入されておりませんが、引き続き、早期回収に努めてまいります。			
監査課所名	国体・障害者スポーツ大会局	監査年月日	平成16年10月4日
(指摘事項) 国民体育大会準備費補助金において、補助金交付要綱等に旅費の支給基準が明記されていないため、県の旅費規程に準じた取扱となっていないので、必要な措置をとること。 (措置事項) 平成16年11月1日付けで、第62回国民体育大会開催準備費補助金交付要綱の一部を改正し、県競技団体に通知・指導するなど、改善いたしております。			
監査課所名	県立大学事務局	監査年月日	平成16年6月2日
(指摘事項) 授業料に係る未収金の回収に努めること。 (措置事項) 当該未納者2名に対し、分納計画に従い今後とも回収に努めてまいります。			
監査課所名	県立大学本荘事務室	監査年月日	平成16年6月2日
(指摘事項) 授業料に係る未収金の回収に努めること。 (措置事項) 未収金は、平成16年11月8日までに全額収入済みです。			
監査課所名	福祉政策課	監査年月日	平成16年10月14日

(指摘事項) 生活保護費返還金等の未収金の回収に一層努めること。 (措置事項) 15年度から繰越調定した未収金計56,589,172円については、11月25日までに一部納付を含め、87件、2,960,834円を回収しております。 今後とも、未収金残額の早期回収及び未納防止に一層努力いたします。			
監査課所名	障害福祉課	監査年月日	平成16年10月14日
(指摘事項) 福祉施設入所に伴う保護者負担金等に係る未収金の回収に一層努めること。 (措置事項) 15年度から繰越調定した未収金計33,866,467円については、11月19日までに一部納付を含め、88件、2,734,225円を回収しております。 今後とも、未収金残額の早期回収及び未納防止に一層努力いたします。			
監査課所名	子育て支援課	監査年月日	平成16年10月14日
(指摘事項) 母子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金の回収に一層努めること。 (措置事項) 15年度から繰越調定した未収金計66,849,925円については、11月25日までに一部納付を含め、371件、6,571,286円を回収しております。 今後とも、未収金残額の早期回収及び未納防止に一層努力いたします。			
監査課所名	医務薬事課	監査年月日	平成16年10月14日
(指摘事項) 看護師等修学資金貸付金及び公的医療機関等設備整備基金貸付金に係る未収金の回収に一層努めること。 (措置事項) 15年度から繰越調定した看護師等修学資金貸付金及び公的医療機関等設備整備基金貸付金については、11月25日までに一部納付も含め、次のとおり回			

収しております。

今後とも未収金残額の早期回収及び未納防止に一層努力いたします。

看護師等修学資金貸付金	15年度未収金	21件	559,835円
	11月25日現在回収金額	11件	162,000円
公的医療機関等設備整備基金貸付金	15年度未収金	2件	84,142,933円
	11月25日現在回収金額	2件	1,079,071円

監査課所名	健康対策課	監査年月日	平成16年10月14日
-------	-------	-------	-------------

(指摘事項)

特定疾患医療費不正請求返還金等に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

11年度及び15年度から繰越調定した未収金計898,291円については、11月25日までに一部納付を含め、2件、24,454円を回収しております。今後とも、未収金残額の早期回収及び未納防止に一層努力いたします。

監査課所名	太平療育園	監査年月日	平成16年6月7日
-------	-------	-------	-----------

(指摘事項)

福祉施設入所に伴う保護者負担金等に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

15年度から繰越調定した未収金7,443円については、今後とも未収金の早期回収及び未納防止に努めます。

(指摘事項)

医療廃棄物等の中間処理に係る業務委託において、二会計年度にまたがっているにもかかわらず債務負担行為の手続をとらず、さらに、自動更新の規定を根拠に単価の検討もなймаま同一業者に委託している契約になっているので、今後は適切に処理すること。

(措置事項)

業務委託契約については、単年度契約とすることとし、また単価につきましても前年度実績や他県の類似施設を参考に積算するよう改善いたしました。

(指摘事項)

廃棄物処理の中間処理業務委託の支払いを特別産業廃棄物処理委託の受託者に支払う契約となっているので、正当債権者に支払う契約内容に改めると。

(措置事項)

委託契約を搬送処理と中間処理の2契約とし、債権者が明確な契約内容に改めました。

監査課所名	中央児童相談所	監査年月日	平成16年6月4日
-------	---------	-------	-----------

(指摘事項)

福祉施設入所に伴う保護者負担金等に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

15年度から繰越調定した未収金計30,420,360円については、11月25日までに一部納付を含め、17件、802,740円を回収しております。今後とも、未収金残額の早期回収及び未納防止に一層努力いたします。

監査課所名	環境整備課	監査年月日	平成16年10月15日
-------	-------	-------	-------------

(指摘事項)

能代市及び八郎潟町に所在する産廃処理場の行政代執行等の費用に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

能代市の債権者については、破産宣告を受けていることから、破産管財人と連絡を密にしながら、破産手続きの進行状況を確認しているところであります。

また、八郎潟町の債権者については、その代表者の行方が不明でありましたが、昨年10月に居住地が判明したことから、再度督促状を郵送したほか、本年8月には、当該職員が現地に出向き、居住地及び居住を確認したところであります。

今後とも、行政代執行費用に係る未収金の回収に努めてまいります。

監査課所名	流通経済課	監査年月日	平成16年10月18日
-------	-------	-------	-------------

秋田県公田課

<p>(指摘事項) 農業改良資金貸付金及び農業振興対策資金貸付金に係る未収金の回収に一層努めること。 (措置事項) 貸付金の未収金については、文書による督促のほか、借入者に面談して督促を行い、回収に努めております。 また、借入者と関係者に対して状況調査を行い、状況の悪い借入者については、連帯保証人に対する督促や償還計画を再検討して、分割納入等の措置を行うことにより継続的な償還の維持を図っております。 今後とも、引き続き未収金の収納整理に努めてまいります。</p>			
<p>監査課所名</p>	<p>農畜産振興課</p>	<p>監査年月日</p>	<p>平成16年10月18日</p>
<p>(指摘事項) 畜産経営自立化促進資金貸付金に係る未収金の回収に一層努めること。 (措置事項) 未収金の一括納付が困難な債務者については、分割納付等の措置により収入の確保を図っておりますが、今後も、債務者又は連帯保証人への訪問等による督促により、なお一層の収納整理に努めてまいります。 (指摘事項) 家畜個体識別促進事業費補助金において、補助金の交付率を変更することで予算化したにもかかわらず、補助金交付要綱を改正しないまま執行しているため、交付要綱を早急に改正すること。 (措置事項) 補助金交付要綱については、平成16年9月1日付けで改正しております。今後は、交付要綱の改正漏れのないよう適切な事務処理に努めます。</p>			
<p>監査課所名</p>	<p>農地整備課</p>	<p>監査年月日</p>	<p>平成16年10月18日</p>
<p>(指摘事項) 未登記公共用地の登記の促進を図ること。 (措置事項) 平成15年度末における農業農村整備事業の施行に伴い取得した用地の未登記筆数は44筆(繰越分43筆、15年度取得分1筆)でしたが、このうち平成</p>			

<p>16年10月末現在までに6筆の登記を完了しており、現在の未登記筆数は38筆となっております。 未登記の主たる内訳は相続未済、地積訂正、抵当権差押等登記処理に時間を要するものですが、今後ともその解消に努めるとともに、新規未登記の発生防止に向け十分な登記処理期間が確保できるよう、用地調査・測量等の早期発注に努めてまいります。 (指摘事項) 工事請負契約解除による前払金返還利息等に係る未収金の回収に一層努めること。 (措置事項) 当該未収金のうち1件については、破産終結の決定がなされ配当額が確定したため、その差額について不納欠損処分の手続きを進めます。 また、他の3件についても、引き続き督促をし収納に努め、必要に応じて徴収停止等手続きを行ってまいります。</p>			
<p>監査課所名</p>	<p>水産漁港課</p>	<p>監査年月日</p>	<p>平成16年10月19日</p>
<p>(指摘事項) 生産物売払収入に係る未収金の回収に一層努めること。 (措置事項) 債務者の漁業生産組合は依然休業状態にあり、収納は極めて困難な状況にあります。今後とも引き続き町及び関係者からの情報収集などに努めるとともに、今後とも収納整理に努力してまいります。</p>			
<p>監査課所名</p>	<p>秋田又ギ振興課</p>	<p>監査年月日</p>	<p>平成16年10月19日</p>
<p>(指摘事項) 林業改善資金貸付金に係る未収金の回収に一層努めること。 (措置事項) 滞納者に対しては、森林組合、県森連、地域振興局森づくり推進課及び本庁が連携をとりながら個別に督促しておりますが、内容によっては連帯保証人にも督促し、収納整理に努めております。 未収金の回収にあたっては元金の回収を優先し、一括返済が困難な滞納者については分割返済を指導しております。 また、地域振興局森づくり推進課における運営協議会で審査を十分につく</p>			

すことにより新規発生の防止に努めるとともに、滞納者に対しては、文書による督促の回数を増やすほか、森林組合及び地域振興局森づくり推進課と連携し戸別訪問を行うなど、未収金整理体制の強化に努めてまいります。

監査課所名	農業試験場	監査年月日	平成16年5月25日
-------	-------	-------	------------

(指摘事項)
 フラクシミリの賃貸借契約において、年度末までの契約の他に、向こう5年間の貸借の覚書を交わし、県が契約解除する場合の違約金を定めた内容となっているが、数年に亘る契約においては債務負担行為を設定するよう、今後は正すること。

(措置事項)
 平成16年度のフラクシミリの賃貸借契約は、単年度契約しております。今後、数年に亘る契約においては、債務負担行為の設定漏れのないよう適切な事務処理に努めます。

監査課所名	水産振興センター	監査年月日	平成16年6月25日
-------	----------	-------	------------

(指摘事項)
 生産物売払収入に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)
 債務者の漁業生産組合は依然休業状態にあり、収納は極めて困難な状況にあります。引き続き町及び関係者からの情報収集などに努めるとともに、今後とも収納整理に努力してまいります。

監査課所名	商工業振興課	監査年月日	平成16年10月12日
-------	--------	-------	-------------

(指摘事項)
 内陸工業団地開発事業特別会計の用途違反による違約金に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)
 内陸工業団地開発事業特別会計の違約金に係る未収金については、当該企業の活動状況、資産状況などの継続的な実態把握に努め、収納に一層努力してまいります。

監査課所名	観光課	監査年月日	平成16年10月12日
-------	-----	-------	-------------

(指摘事項)
 庁舎の使用を許可した者から庁舎入居団体費用収入を徴収していないので、所要の措置を講ずること。

(措置事項)
 庁舎入居団体費用収入については、平成16年9月13日に当該団体に負担額を通知し、同14日に納入済となっております。

監査課所名	企業支援センター	監査年月日	平成16年10月12日
-------	----------	-------	-------------

(指摘事項)
 中小企業設備導入助成資金貸付金等の未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)
 設備近代化資金及び高度化資金の未収金については、直接訪問の回数を増やすなど継続的な実態把握に努めるとともに、経営改善指導等も積極的に取り入れながら、償還指導を行ってまいります。また、貸付先の状況によっては、連帯保証人への請求や対象物件の処分等により収納に一層努力してまいります。

監査課所名	農業技術専門学校	監査年月日	平成16年4月13日
-------	----------	-------	------------

(指摘事項)
 廃棄物処理委託契約において、契約締結前に業者に発注しているため、今後は適切な処理を行うこと。

(措置事項)
 廃棄物処理委託契約においては、財務規則を遵守し、適切な事務処理に努めてまいります。

監査課所名	建設管理課	監査年月日	平成16年10月7日
-------	-------	-------	------------

(指摘事項)
 未登記公共用地の登記の促進を図ること。

平成15年度に取得した公共用地の未登記については、その後登記処理に努めた結果、平成16年10月末現在15筆が登記済となっております。残りの41筆については土地改良事業の施行に伴い、換地処分が未了であるので換地処分後、速やかに登記処理することとしております。

また、平成12年度以前に取得した土地の未登記については、取得後相当の期間を経過し登記処理が困難なものがありますが、引き続き登記処理に努めてまいります。

監査課所名	道路環境課	監査年月日	平成16年10月7日
-------	-------	-------	------------

(指摘事項)

道路法に基づく原因者負担金等に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

工事請負契約前私金返還利息の未収金については、今後の徴収が不可能であると認められることから、地方自治法施行令第171条の5の規定により徴収停止を行っております。

道路法第58条第1項による原因者負担金の未収金については、債務者への督促を継続するとともに、各債務者の資産状況の把握や債務者間の協議を促すなど、引き続き収納整理に努めてまいります。状況に進展が見られない場合は、弁護士とも法的手段を含めた対応について協議してまいります。

工事請負契約解除違約金の未収金2件のうち1件については、債務者である法人の破産に伴う平成15年10月2日の債権者集会において、債権者として登録され現在清算手続中ではありますが、収納は極めて困難な状況であるものの、破産管財人と連絡を取りながら引き続き収納に努めてまいります。

工事請負契約解除違約金の未収金1件については、面接などにより督促した結果、一部納入済であります。今後とも全額収納すべく一層努力してまいります。

監査課所名	河川課	監査年月日	平成16年10月8日
-------	-----	-------	------------

(指摘事項)

河川土石採取料に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

未収金については、納入義務者の業績不振により未納となっておりますが、再三にわたり電話督促、面談による督促を行った結果、一部が納入されてお

ります。

今後とも、全額収納に向けて一層努力してまいります。

監査課所名	港湾空港課	監査年月日	平成16年10月8日
-------	-------	-------	------------

(指摘事項)

港湾施設内の油送施設撤去に係る行政代執行の費用に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

港湾施設内の油送施設撤去に係る行政代執行の費用については、平成9年11月県が同法に基づき施設の強制撤去を行った費用であります。その費用について納入を催告したものの未納であり、また、債務者の所有する不動産が平成11年12月7日差押処分が行われていることから、平成15年1月6日秋田地方裁判所土崎出張所に行政代執行法に基づき参加差押手続を行い、秋田地方裁判所に競売の配当を要求しております。

監査課所名	建築住宅課	監査年月日	平成16年10月8日
-------	-------	-------	------------

(指摘事項)

県営住宅使用料に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

未収金については、県営住宅滞納対策事務処理要綱に基づき、電話、文書、訪問等により督促を行い、滞納者本人はもとより、滞納期間が長期にわたる者については、連帯保証人に催告をするなど、早期に滞納を解消するように努めております。

また、納入について誠意のない滞納者に対しては、法的措置を講じており、今後とも、一層の回収に努力してまいります。

監査課所名	管財課	監査年月日	平成16年10月21日
-------	-----	-------	-------------

(指摘事項)

土地貸付収入に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

2件の未収金(14年度分255,204円)のうち1件については、毎月3万円ずつの支払いにより、年度内に債権を回収しております。他の1件については、

再三に渡る訪問督促を実施し、平成15年度に40,249円、16年度に入ってから6回に分けて9万円を徴収するなど、未収金の回収に努めているところであり、全額納入されるよう収納整理についてさらに努力してまいります。
(11月現在の残額 43,745円)

監査結果公告第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査を執行し、その結果を秋田県教育委員会委員長に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について報告があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。

平成17年1月21日

秋田県監査委員 安 杖 正 義
秋田県監査委員 菅 原 龍 典
秋田県監査委員 山 田 昭 郎
秋田県監査委員 小 玉 和 夫
教 総 2603
平成16年12月10日

秋田県監査委員 様

秋田県教育委員会委員長

監査の結果に基づき講じた措置について(報告)

このことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり報告します。
(別紙)

監査課所名	福利課	監査年月日	平成16年10月20日
(指摘事項) 恩給過年度返納金に係る未収金の回収に一層努めること。 (措置事項) 恩給過年度返納金に係る未収金については、履行期限分割延期承認に基づき債権の管理を行っておりますが、文書による督促及び訪問等により、回収に一層努めてまいります。			
監査課所名	秋田工業高等学校	監査年月日	平成16年9月17日

(指摘事項)
通勤手当の認定を誤って支給しているので、所要の措置を講ずるとともに、今後は適切な処理を行うこと。

(措置事項)

過支給分については、平成16年9月21日に返納いたしました。今後は、認定に正確を期し、適切な事務処理に努めてまいります。

監査結果公告第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査を執行し、その結果を秋田県公安委員会委員長に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。

平成17年1月21日

秋田県監査委員 安 杖 正 義
秋田県監査委員 菅 原 龍 典
秋田県監査委員 山 田 昭 郎
秋田県監査委員 小 玉 和 夫

秋 公 委 第 320 号

平成16年12月2日

秋田県監査委員 様

秋田県公安委員会委員長

監査の結果に基づき講じた措置について(通知)

平成16年11月10日付け監委 614で報告のあったことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり提出します。
(別紙)

監査課所名	警察本部	監査年月日	平成16年10月21日
(指摘事項) 交通事故損害賠償金に係る未収金の回収に一層努めること。 (措置事項) 交通事故損害賠償金に係る未収金については、債務者が平成15年2月に病死したため、その後相続者に再三督促しているものの、未だ収納できないものであります。			

今後とも引き続き、督促及び訪問により全額収納すべく一層努力してまいります。

監査課所名	秋田警察署	監査年月日	平成16年6月24日
-------	-------	-------	------------

(指摘事項)
行政財産使用許可をしないまま、署の道場を使用させているので、今後は適切に処理すること。

(措置事項)
行政財産の目的外使用許可については、今後、財務規則等に基づき適切な事務処理に努めてまいります。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄